

① 「定款」変更について

《現行》

定款 第1章 総則

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市北区松ヶ枝町6番17-702号に置く。

《変更後》

定款 第1章 総則

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県生駒市に置く。

② 2025年4月1日より、会計監査法人を変更します

《現行》 大阪市城東区鳴野西1-12-7 税理士法人フタモ

《変更後》 奈良県生駒市谷田町371-1 山崎税理士事務所

以上